

1 建築基準法関連規定の概要

II 建築基準法関連規定

建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

第八十条の三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域(以下この条及び第八十二条の六第八号において「特別警戒区域」という。)内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の規定に基づき定めた土石等の高さ又は土石流の高さ(以下この条及び第八十二条の六第八号において「土石等の高さ等」という。)以下の部分であって、当該特別警戒区域に係る同法第二条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象(以下この条及び第八十二条の六第八号において単に「自然現象」という。)により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下この条及び第八十二条の六第八号において「外壁等」という。)の構造は、自然現象の種類、当該特別警戒区域の指定において都道府県知事が同法第八条第二項及び同令第四条の規定に基づき定めた最大の力の大きさ又は力の大きさ(以下この条及び第八十二条の六第八号において「最大の力の大きさ等」という。)及び土石等の高さ等(当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ)に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は塀(当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けられている場合においては、この限りでない。

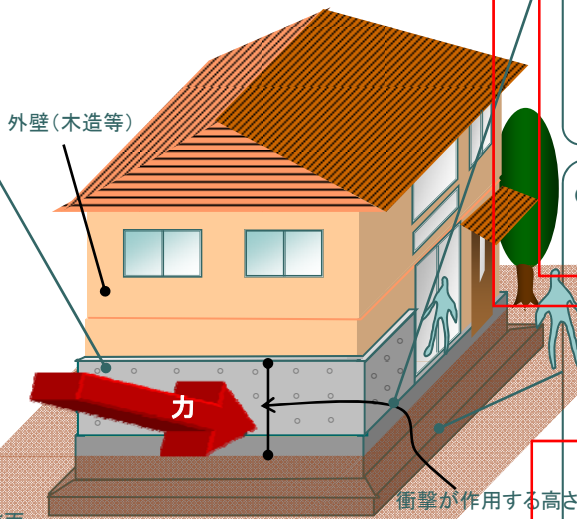
土砂災害特別警戒区域内における建築物の外壁等の構造並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件(平成13年3月30日国土交通省告示第383号)

構造方法(仕様規定)のイメージ図

※正20cm、誤15cm

※正30cm、誤20cm

- 外壁の構造方法
 - ①RC造とし、設計基準強度18N/mm²以上
 - ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
 - ③厚さは15cm以上
 - ④長さ1m当たりの縦筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
 - ⑤φ9mm以上の横補強筋を30cm以下の間隔で配筋



※正15cm、誤20cm

●控壁の構造方法

- ①RC造とし、設計基準強度18N/mm²以上
- ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
- ③厚さは15cm以上
- ④長さ1m当たりの縦筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上
- ⑤φ9mm以上の横補強筋を30cm以下の間隔で配筋
- ⑥外壁の屋内側に当該外壁に対して垂直に設け、高さは外壁以上
- ⑦外壁接着する部分間中心距離は4m以下

●基礎の構造方法

- ①RC造とし、設計基準強度18N/mm²以上
- ②開口部は原則として設けない(適用除外規定有)
- ③立上り部分の厚さは15cm以上、底盤の厚さは20cm以上
- ④根入れの深さは60cm以上
- ⑤立上り部分にφ12mm以上の補強筋を20cm以下の間隔で配筋
- ⑥底盤にφ12mm以上の補強筋を縦横に20cm以下の間隔で配筋
- ⑦布基礎とする場合は底盤の幅を60cm以上とし、底盤にφ12mm以上の補強筋を配筋
底盤の長さ1m当たりの鉄筋の断面積の和が作用する力の大きさ等に応じて規定された数値以上